

# ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

**消防法で ① 本人確認（運転免許証の提示など）  
② 使用目的の確認** を行うとともに、

**販売記録を作成することが義務付けられています。**



## ⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚡

灯油用ポリ容器



ガソリン携行缶



ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

### ！噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に  
①エンジン停止
- ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている  
注意事項に留意して取り扱って  
ください!!



セルフスタンドにおいても、  
ガソリン容器への詰替えは、  
ガソリンスタンドの従業員が  
行う必要があります!!



## 皆様のご理解とご協力をお願いいたします

